

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「45歳以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2月）

令和5年6月1日（木）0930から

令和5年7月31日（月）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和5年7月1日（土）から令和5年9月1日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和5年9月1日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年9月1日(金)までに定年に達する職員
- (4) 令和5年6月1日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年6月1日(木)から令和5年7月31日(月)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

- (1) 大臣官房秘書課担当(指定職受付) [REDACTED]

電話番号(外線): [REDACTED]

(内線): [REDACTED]

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): [REDACTED]

及び [REDACTED]

(部外系): [REDACTED]

及び [REDACTED]

- (2) 大臣官房秘書課担当(行(一)7級以上及び専門スタッフ職受付) [REDACTED]

電話番号(外線): [REDACTED]

(内線): [REDACTED]

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): [REDACTED]

及び [REDACTED]

(部外系): [REDACTED]

及び [REDACTED]

7 その他(再就職支援)

- (1) 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

下記支援条件に該当し、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセ

リングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、大臣官房秘書課任用第3係へ照会するものとする。

(2) 内閣府官民人材交流センターの求人・求職者情報提供事業

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務である、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、大臣官房秘書課任用第3係までメールで提出されたい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「45歳以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2月）

令和5年11月27日（月）0930から

令和6年1月26日（金）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和6年2月29日（木）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年4月1日(月)までに定年に達する職員
- (4) 令和5年11月27日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年11月27日(月)から令和6年1月26日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

別表のとおり。

7 その他(再就職支援)

(1) 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

下記支援条件に該当し、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセリングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、大臣官房秘書課任用第3係へ照会するものとする。

(2) 内閣府官民人材交流センターの求人・求職者情報提供事業

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務である、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、各機関の受付担当を通じて、大臣官房秘書課任用第3係までメールで提出されたい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

別表

本件に関する相談先（受付担当）

所属機関	担当者	電話番号		電子メールアドレス	
内部部局		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
防衛大学校		(外線)	046-841-3810	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
防衛医科大学校		(外線)	04-2995-1211	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
防衛研究所		(外線)	03-3268-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
統合幕僚監部		(外線)	03-3268-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
陸上自衛隊		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
海上自衛隊		(外線)	03-5366-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)	03-5366-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
航空自衛隊		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
情報本部		(外線)	03-3268-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)	03-3268-3111	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
防衛監察本部		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
北海道防衛局		(外線)	011-272-7578	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)	011-272-7578	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
東北防衛局		(外線)	022-297-8209	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)	022-297-8209	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
北関東防衛局		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	

所属機関	担当者	電話番号		電子メールアドレス	
南関東防衛局		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
近畿中部防衛局		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
東海防衛支局		(外線)	052-952-8221	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)	052-952-8221	(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
中国四国防衛局		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
		(外線)		(部内系)	
		(内線)		(部外系)	
九州防衛局	(外線)	092-483-8811	(部内系)		
	(内線)		(部外系)		
	(外線)	092-483-8811	(部内系)		
	(内線)		(部外系)		
沖縄防衛局	(外線)	098-921-8140	(部内系)		
	(内線)		(部外系)		
	(外線)	098-921-8140	(部内系)		
	(内線)		(部外系)		

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和5年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

15名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年6月16日（金）0900から同月30日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和5年8月1日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

(1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口にて郵送（募集の期間内の消印有効）、逓送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年8月1日（火）までに定年に達する職員
- ④ 令和5年6月16日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年6月16日（金）から同月30日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、令和5年8月31日現在、55歳以上56歳未満の者（注1参照）

3 募集人数

- (1) 2等陸佐 7名程度
- (2) 3等陸佐 6名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年6月16日（金）0900から同月30日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月1日（火）から同月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (2) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注２）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町５－１

電話：０３－３２６８－３１１１（内線）

注１：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和５年８月３１日（木）までに定年に達する職員
- ④ 令和５年６月１６日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和５年６月１６日（金）から同月３０日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注２：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

次項に示す階級の自衛官であって、令和5年8月31日現在の年齢にある者（注1参照）

3 募集人数等

(1)	1等陸尉	6名程度	54歳以上55歳未満
(2)	2等陸尉	2名程度	54歳以上55歳未満
(3)	3等陸尉	2名程度	54歳以上55歳未満
(4)	准陸尉	8名程度	54歳以上55歳未満
(5)	陸曹長	12名程度	54歳以上55歳未満
(6)	1等陸曹	15名程度	54歳以上55歳未満
(7)	2等陸曹	2名程度	53歳以上54歳未満
(8)	3等陸曹	2名程度	53歳以上54歳未満

4 募集の期間（約2週間）

令和5年6月16日（金）0900から同月30日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月1日（火）から同月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逓送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年8月31日（木）までに定年に達する職員
- ④ 令和5年6月16日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年6月16日（金）から同月30日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上総隊司令官及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、令和5年8月31日現在57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年7月7日（金）0900から同月21日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月1日（火）から同月29日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次項の受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和5年8月29日(火)までに定年に達する職員

④ 令和5年7月7日(金)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年7月7日(金)から同月21日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、令和5年8月31日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年7月7日（金）0900から同月21日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月1日（火）から同月29日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次項の受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和5年8月29日(火)までに定年に達する職員

④ 令和5年7月7日(金)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年7月7日(金)から同月21日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和5年12月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

13名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年10月13日（金）0900から同月27日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和5年12月1日（金）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年12月1日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和5年10月13日(金)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年10月13日(金)から同月27日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、令和5年12月31日現在、55歳以上56歳未満の者（注1参照）

3 募集人数

- (3) 2等陸佐 2名程度
- (4) 3等陸佐 2名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年10月13日（金）0900から同月27日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月1日（金）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (3) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注２）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町５－１

電話：０３－３２６８－３１１１（内線）

注１：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和５年１２月３１日（日）までに定年に達する職員
- ④ 令和５年１０月１３日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和５年１０月１３日（金）から同月２７日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注２：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

次項に示す階級の自衛官であって、令和5年12月31日現在の年齢にある者（注1参照）

3 募集人数等

(1)	1等陸尉	5名程度	55歳以上56歳未満
(2)	2等陸尉	4名程度	55歳以上56歳未満
(3)	3等陸尉	2名程度	55歳以上56歳未満
(4)	准陸尉	15名程度	55歳以上56歳未満
(5)	陸曹長	25名程度	55歳以上56歳未満
(6)	1等陸曹	21名程度	55歳以上56歳未満
(7)	2等陸曹	5名程度	53歳以上54歳未満
(8)	3等陸曹	2名程度	53歳以上54歳未満

4 募集の期間（約2週間）

令和5年10月13日（金）0900から同月27日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月1日（金）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口で郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年12月31日（日）までに定年に達する職員
- ④ 令和5年10月13日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年10月13日（金）から同月27日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、令和5年12月31日現在、58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和5年11月10日（金）0900から同月24日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月1日（金）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次項の受付窓口で郵送（募集の期間内の消印有効）、逡送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和5年12月31日(日)までに定年に達する職員

④ 令和5年11月10日(金)(募集開始日)において、懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年11月10日(金)から同月24日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和6年3月4日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月9日（金）0900から同月22日（木）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和6年3月4日（月）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逋送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月4日（月）までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月9日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年2月9日（金）から同月22日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和6年3月18日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

21名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月9日（金）0900から同月22日（木）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和6年3月18日（月）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月18日（月）までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月9日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年2月9日（金）から同月22日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、令和6年3月31日現在、54歳以上56歳未満の者（注1参照）

3 募集人数

- (5) 2等陸佐 24名程度
- (6) 3等陸佐 13名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月9日（金）0900から同月22日（木）1700まで
※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月1日（金）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (4) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要な事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、通送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は（注２）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第２）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町５－１

電話：０３－３２６８－３１１１（内線）

注１：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和６年３月３１日（日）までに定年に達する職員
- ④ 令和６年２月９日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和６年２月９日（金）から同月２２日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注２：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

次項に示す階級の自衛官であって、令和6年3月31日現在の年齢にある者（注1参照）

3 募集人数等

(1)	1等陸尉	17名程度	55歳以上56歳未満
(2)	2等陸尉	10名程度	55歳以上56歳未満
(3)	3等陸尉	2名程度	55歳以上56歳未満
(4)	准陸尉	13名程度	55歳以上56歳未満
(5)	陸曹長	39名程度	55歳以上56歳未満
(6)	1等陸曹	41名程度	55歳以上56歳未満
(7)	2等陸曹	2名程度	53歳以上54歳未満
(8)	3等陸曹	2名程度	53歳以上54歳未満

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月9日（金）0900から同月22日（木）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月1日（金）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口にて郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月31日（日）までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月9日（金）（募集開始日）において、懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年2月9日（金）から同月22日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し、認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上総隊司令官及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、令和6年3月31日現在58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月29日（木）0900から同年3月13日（水）

1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月25日（月）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次項の受付窓口へ郵送（募集の期間

内の消印有効)、通送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和6年3月31日(日)までに定年に達する職員

④ 令和6年2月29日(木)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を

怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者

又は令和6年2月29日(木)から同年3月13日(水)まで(募

集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、令和6年3月31日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月29日（木）0900から同年3月13日（水）

1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月25日（月）から同月31日（日）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、次項の受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

注1：次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員及び法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和6年3月31日(日)までに定年に達する職員

④ 令和6年2月29日(木)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年2月29日(木)から同年3月13日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

注2：応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第60条に定める定年年齢が57年であること
- (2) 令和5年11月30日以前に満57歳に達していること
- (3) 定年退職予定年月日において1等海佐に昇任後9年以上経過していること
- (4) 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の「1等海佐（二）」以上の適用を受ける職を4年以上在職していること

ただし、（注1）に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

11名 ※応募上限数11名

4 募集の期間（約2週間）

令和5年6月16日（月）0900から

令和5年6月30日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年7月31日（月）から令和5年10月14日（土）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日の0900必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年7月30日(日)までに定年に達する職員
- ④ 令和5年6月16日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和5年6月16日(金)から令和5年6月30日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数11名を超え、付紙第3に示す「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は11人、応募上限数は11人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

- (4) 募集実施要項（注2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

令和5年8月1日時点で57歳に達している海将補である海上自衛官（注1 参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※ 応募上限数（2名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。（詳細は付紙第1のとおり。）

4 募集の期間（約1週間）

令和5年7月18日（火）0900から

令和5年7月21日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長した場合は直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月21日（月）から令和5年8月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第2）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、使送又は持参により提出する（募集期間中必着）。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年8月31日(木)までに定年に達する職員
- ④ 令和5年7月18日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和5年7月18日(火)から令和5年7月21日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」(付紙第1)による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 2 人、応募上限数は 2 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第60条に定める定年年齢が57年であること
- (3) 令和6年3月31日以前に満57歳に達していること
- (3) 定年退職予定年月日において1等海佐に昇任後9年以上経過していること
- (4) 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の「1等海佐（二）」以上の適用を受ける職を4年以上在職していること

ただし、（注1）に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

5名 ※応募上限数5名

4 募集の期間（約2週間）

令和5年11月 6日（月）0900から

令和5年11月17日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月1日（金）から令和5年12月31日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日の0900必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年12月1日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和5年11月6日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和5年11月6日(月)から令和5年11月17日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数5名を超え、付紙第3に示す「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は5人、応募上限数は5人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数数を超える応募については、受け付けない。

- (4) 募集実施要項（注2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口にお問い合わせすること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

- (1) 令和5年12月1日時点で58歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号に定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監、佐世保地方総監及び情報本部長）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2) 令和5年12月1日時点で57歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※ 応募上限数（2名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。（詳細は付紙第1のとおり。）

4 募集の期間（約1週間）

令和5年11月20日（月）0900から

令和5年11月24日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長した場合は直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月11日（月）から令和5年12月29日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和5年12月29日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和5年11月20日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和5年11月20日(月)から令和5年11月24日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」(付紙第1)による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 2 人、応募上限数は 2 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第60条に定める定年年齢が57年であること
- (2) 令和6年7月31日以前に満57歳に達していること
- (3) 定年退職予定年月日において1等海佐に昇任後9年以上経過していること
- (4) 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の「1等海佐（二）」以上の適用を受ける職を4年以上在職していること

ただし、（注1）に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

8名 ※応募上限数8名

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月16日（金）0900から

令和6年3月 1日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）から令和6年6月1日（土）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日の0900必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月31日(日)までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月16日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和6年2月16日(金)から令和6年3月1日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数8名を超え、付紙第3に示す「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は8人、応募上限数は8人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数数を超える応募については、受け付けない。

- (4) 募集実施要項（注2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 令和6年5月30日時点で満56歳以上であること
- (2) 令和6年1月1日時点で2等海佐であること
- (3) 職域特技が航空用兵幹部で管理されているもの

ただし、(注1)に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

1名 ※応募上限数1名

4 募集の期間（約2週間）

令和6年2月21日（水）0900から

令和6年3月6日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和6年3月30日（土）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第1）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、使送又は持参により提出する（募集期間中必着）。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日の0900必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課

〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話: 03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月30日(土)までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月21日(水)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和6年2月21日(水)から令和6年3月6日(水))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超え、付紙第3に示す「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は1人、応募上限数は1人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数数を超える応募については、受け付けない。

- (4) 募集実施要項（注2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

- (1) 令和 6 年 3 月 1 日時点で 58 歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 3 条第 4 号に定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監、佐世保地方総監及び情報本部長）にある者を除く。）である海上自衛官（注 1 参照）
- (2) 令和 6 年 3 月 1 日時点で 57 歳に達している海将補である海上自衛官（注 1 参照）

3 募集人数

4 名 ※応募上限数 4 名

※ 応募上限数（4 名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。（詳細は付紙第 1 のとおり。）

4 募集の期間（約 1 週間）

令和 6 年 2 月 26 日（月）0900 から

令和 6 年 3 月 1 日（金）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長した場合は直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和 6 年 3 月 18 日（月）から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和6年3月29日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和6年2月26日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和6年2月26日(月)から令和6年3月1日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4名を超え、「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」(付紙第1)による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 4 人、応募上限数は 4 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口にお問い合わせすること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、令和5年7月31日時点で56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

1名 ※応募上限数1名

※応募上限数1名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和5年5月8日（月）0900から令和5年5月17日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年7月1日（土）から令和5年7月31日（月）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和5年7月31日（月）までに定年に達する職員
- 4 令和5年5月8日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年5月8日（月）から令和5年5月17日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する1等空尉、2等空尉、3等空尉、准空尉、空曹長及び1等空曹の階級にある者（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）までの間に年齢が55歳となる者（注1参照）

3 募集人数

各階級若干名

4 募集の期間（30日間）

令和5年6月1日（木）0900から令和5年6月30日（金）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対しその旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ募集の期間内に必着として提出する。応募申請書の提出を受けた部隊等の長は、当該応募が要項の要件に適合しているかを確認し、順序を経て航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

(1) 幹部自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班 任命業務係

電話：03-3268-3111（内線[REDACTED]）（専用線[REDACTED]）

(2) 准曹士自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第2班 経歴管理係長

電話：03-3268-3111（内線[REDACTED]）（専用線[REDACTED]）

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和6年3月31日（日）までに定年に達する職員
- 4 令和5年6月1日（木）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年6月1日（木）から令和5年6月30日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、令和5年9月30日時点で56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

1名 ※応募上限数1名

※応募上限数1名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和5年7月3日（月）0900から令和5年7月12日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年9月1日（金）から令和5年9月30日（土）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逡送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和5年9月30日（土）までに定年に達する職員
- 4 令和5年7月3日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年7月3日（月）から令和5年7月12日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

空将補の階級にある者で、令和5年8月31日時点で58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名 ※応募上限数3名

※応募上限数3名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和5年7月24日（月）0900から令和5年8月2日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年8月14日（月）から令和5年8月31日（木）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
 ※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7. 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和5年8月31日（木）までに定年に達する職員
- 4 令和5年7月24日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年7月24日（月）から令和5年8月2日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

空将補以上の階級にある者で、令和5年12月31日時点で58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

4名 ※応募上限数4名

※応募上限数4名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（11日間）

令和5年11月17日（金）0900から令和5年11月27日（月）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和5年12月1日（金）から令和5年12月31日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和5年12月31日（日）までに定年に達する職員
- 4 令和5年11月17日（金）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年11月17日（金）から令和5年11月27日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある者で、令和6年1月31日時点で56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

1名 ※応募上限数1名

※応募上限数1名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和5年11月15日（水）0900から令和5年11月24日（金）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和6年1月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部補任課長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和6年1月31日（水）までに定年に達する職員
- 4 令和5年11月15日（水）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和5年11月15日（水）から令和5年11月24日（金）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

空将補以上の階級にある者で、令和6年3月31日時点で58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。
その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和6年2月20日（火）0900から令和6年2月29日（木）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月31日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式 第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部人事教育部長

電話：03-3268-3111（内線）（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和6年3月31日（日）までに定年に達する職員
- 4 令和6年2月20日（火）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年2月20日（火）から令和6年2月29日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

- (1) 1等空佐の階級にある者（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和6年3月31日時点で56歳以上の者（注1参照）
- (2) 2等空佐の階級にある者（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和6年3月31日時点で55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

- (1) 1等空佐の階級にある者 2名 ※応募上限数2名
- (2) 2等空佐の階級にある者 1名 ※応募上限数1名

※応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。
その場合は、直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和6年2月20日（火）0900から令和6年2月29日（木）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月31日（日）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式 第1）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ提出する。
- (2) 応募者から早期退職希望者の募集に係る応募申請書が提出された部隊等の長は、速やかに順序を経て報告し、募集の期間内必着で航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、逡送、持参又はメール（XXXXXXXXXX）により提出する。

- (3) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

- (4) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

- (1) 1等空佐

航空幕僚監部人事教育部補任課長

電話：03-3268-3111（内線 [REDACTED]）（専用線 [REDACTED]）

- (2) 2等空佐

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班 任命業務係

電話：03-3268-3111（内線 [REDACTED]）（専用線 [REDACTED]）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和6年3月31日（日）までに定年に達する職員
- 4 令和6年2月20日（火）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和6年2月20日（火）から令和6年2月29日（木）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛装備庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「45歳以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2月）

令和5年6月 1日（木）0930から

令和5年7月31日（月）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和5年7月1日（土）から令和5年9月1日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和5年9月1日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和5年9月1日(金)までに定年に達する職員
- (4) 令和5年6月1日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年6月1日(木)から令和5年7月31日(月)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

長官官房人事官付担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、3名全員へ
メールを送信)

(部内系):

(部外系):

7 その他(再就職支援)

(1) 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

下記支援条件に該当し、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセ

リングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、長官官房人事官付担当へ照会するものとする。

(2) 内閣府官民人材交流センターの求人・求職者情報提供事業

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務である、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、長官官房人事官付担当までメールで提出されたい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛装備庁に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「45歳以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2月）

令和5年11月27日（月）0930から

令和6年 1月26日（金）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和6年3月31日（日）又は令和6年4月1日（月）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあつては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあつては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和6年2月29日（木）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和6年4月1日(月)までに定年に達する職員
- (4) 令和5年11月27日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和5年11月27日(月)から令和6年1月26日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

長官官房人事官付担当

電話番号(外線):

(内線):

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、3名全員へメールを送信)

(部内系):

(部外系):

7 その他(再就職支援)

(1) 民間の再就職支援会社を活用した再就職支援

下記支援条件に該当し、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を受けることを希望する場合は、希望する旨を前記5(1)の応募申請書を提出する際の電子メールに明記する等適宜の方法により申し出るものとする。

なお、内閣府官民人材交流センターから割振られた再就職支援枠には限りがあること等から、支援対象者の選定については、別途内部で調整のうえ、受付担当から連絡する。

(支援条件)

- ① 早期退職募集に応募して認定を受け、退職した者
- ② 早期退職募集に応募して認定を受けた職員等

※ 本制度は、早期退職募集制度の施行に併せ、内閣府官民人材交流センターが民間の再就職支援会社と契約し、専ら支援会社が支援対象者のキャリアカウンセ

リングや再就職先とのマッチング等を行うものである。制度の詳細については、長官官房人事官付担当へ照会するものとする。

※(2) 内閣府官民人材交流センターの求人・求職者情報提供事業

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務である、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、長官官房人事官付担当までメールで提出されたい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html